平成18年12月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成18年12月12日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会第4回(12月)定例会 環境厚生常任委員会〕

平成18年12月12日 午前 10 時 00 分 於 第三委員会室

日程第1 議案第119号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第120号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 について

日程第3 議案第121号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第4 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

日程第5 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について

日程第6 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 福廣和美議員
 副委員長安部陽議員

 委員力丸義行議員
 委員安部啓治議員

 #
 山路一惠議員
 #

 同部茂夫議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(11名)

市民生活部長 関 岡 勉 健康福祉部長 永 田 克 人 健康福祉部子育て支援担当部長 村 尾 昭 子 市民課長藤 幸二郎 蜷 川 二三雄 環境課長 人権・同和政策課長 津 田 秀 司 福祉課長 新 納 照 文 すこやか長寿課長 木村和美 国保年金課長 木 村 裕 子 子育て支援課長 和 田 敏 信 保健センター所長 木 村 努

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 白石純一議事課長 田中利雄書 記満崎哲也

開会 午前10時00分

○委員長(福廣和美委員) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の改正3件、補正予算3件です。なお、 陳情書が2件送付されております。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第1 議案第119号から議案第121号を一括議題

○委員長(福廣和美委員) お諮りします。

日程第1、議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(福廣和美委員)** 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第3までを一括議題といたします。

それでは、日程第1、議案第119号から議案第121号まで、順に執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

**○国保年金課長(木村裕子**) 議案第119号から議案第121号までは、健康保険法の改正によるものですので、説明も一括してさせていただきます。

改正後は70歳以上については、療養病床の入院に伴う自己負担が、食事代に加えて居住費及び光熱費、調理にかかる費用の負担について新たに必要となったため、従来の標準負担額を食事療養標準負担額と生活療養標準負担額に改められたことから、それに伴う条文の整理となっております。

以上です。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行いますが、議案第119号から議案第121号までの質疑を一括して行いますので、質疑の際は、まず議案番号を示して質疑を行ってください。

それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

山路委員。

○委員(山路一惠委員) 議案第120号と議案第121号について、対象人数が分かれば人数。それから負担額が大体どのくらい増となるのかについて、お教えいただきたいと思います。

- 〇委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(木村裕子) 母子医療につきましては、対象者数が平成17年度で年間平均 1,091人です。重度心身障害者医療については、対象者数が年間934人になります。

それと負担額について、重度心身障害者については、この重度心身障害者医療費の支給につ いての条例が65歳以上については、老人保健の適用になりますので、老人保健の分について は、条例改正新旧対照表の24ページを見ていただきたいのですが、24ページの第3条、改正案 のところです。これは食事療養標準負担額は含まないと、食事の分だけになっておりますけれ ども、いわゆる生活療養の部分の自己負担額は70歳以上について今回改正されましたので、こ の重度心身障害者療養費は65歳以下の分に対してになります。それで65歳以下については居住 費の負担増はありません。今までどおり食事代だけの自己負担額になります。で、その後段に ですね、アンダーラインを引いてあります食事療養標準負担額の右側に、「又は老人保健法」 となっておりますけども、この老人保健法に該当する方というのが、いわゆる障害者の方の中 でも65歳以上になります。65歳以上の老人保健被保険者の中で70歳以上については、食事療養 費というのものは自己負担が増えてきますけども、この後段の表現は前段は含まないことを表 示していますので、標準負担額は4,000円という上限なんですが、老人保健法以下は、支給し ますということを規定していますので、この中で老人保健法に該当する人は居住費の分は支給 されないのですけども、ここは支給していますということを規定しておりますので、改正はな いわけです。今までどおり一部負担金だけを障害者に出しますよということになります。で、 この中で母子家庭の70歳以上については、当然生活療養標準負担額というものが増えてまいり ます。で、その分は所得によって変わってきますが、住民税非課税世帯であれば30,000円の増 です。で、年金受給者80万円以下などの低所得者1の、いわゆる階層区分ですが、低所得者1 の年金受給者80万円以下などの方は22,000円。それから、老齢福祉年金受給者など、低所得者 1の方については10,000円が増額ということになっております。で、先ほども申しましたよう に、70歳以下の方については負担増はありません。

以上でよろしいでしょうか。

- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- **〇山路一惠委員(委員)** 要するに70歳以上が対象になってくるということですよね。
- 〇委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。
- 〇国保年金課長(木村裕子) そうですね。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- 〇山路一惠委員(委員) で、70歳以上が寡婦の場合だと1,091人が対象者ということですか。
- 〇委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(木村裕子) 70歳以上はですね、この3つの条例の中では母子家庭医療の70歳以上の方、いわゆる寡婦の医療になると思います。それと障害者医療の70歳以上の方ということになります。

- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- **〇山路一惠委員(委員)** それぞれの人数は細かいところまでは分からないということですよね。 大体でも。
- 〇委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(木村裕子) 寡婦の方については、9月診療分で調べたら2人該当者がおられましたが、その方については、これは療養病床、いわゆる長期の入院の方ですので、その方については短期でしたから、9月療養分に限っては居住費が負担増となる方はいらっしゃらないと思います。障害者の方については、ちょっと人数を把握しておりませんが。

(山路一惠委員「はい、分かりました」と呼ぶ」

○委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(福廣和美委員) まことに申し訳ないけれども、この議案119号の乳幼児医療費の支給に関する条例がありますよね、市の方は負担額というのはどれぐらいなのでしょうか。 国保年金課長。
- **○国保年金課長(木村裕子)** 乳幼児医療費に関しては負担増はございません。今までどおり食事 に関する標準負担額のみで増額はないです。
- ○委員長(福廣和美委員) ないわけね。 国保年金課長。
- **○国保年金課長(木村裕子)** はい。ただ表現を標準負担額という言い方を今までしておりましたけれども、食事の分については、食事療養標準負担額というふうに表現が変わりましたことから。
- **〇委員長(福廣和美委員)** 表現が一律化したということですか。 国保年金課長。
- ○国保年金課長(木村裕子) はい、今までの標準負担額というのは食事代だけに対する表現でしたけども、その中にいわゆるホテルコストの部分を新たに加わったものですので、表現を中身が分かるように食事に関する負担額と居住に関する負担額というふうに、表現を分けて改正されたために表現を変えているだけです。
- ○委員長(福廣和美委員) ということは、説明であったように、70歳以上が対象ですよということですね。

国保年金課長。

- **○国保年金課長(木村裕子)** それと負担額にもやっぱり低所得者の軽減がございます。
- ○委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第 119 号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

○委員(山路一惠委員) この乳幼児医療費に関しては影響がないということでしたけども、次の 120号と121号議案と同様の内容ということで、この119号のところで反対討論をいたします。

これは、今年6月に強行採決をされました医療制度の改革法に基づく条例改正ということですので、この改正内容はと言いますと、先ほども説明がありましたけれども、70歳以上の食費と居住費、いわゆる固定コストが自己負担ということになると。で、これはですね、本当に医療費の引き上げとあわせて高齢者にとっては大変大きな負担ということで、切実な医療改正でありました。で、法律の改正だからということで、その制度というのではなく、この法改正によってですね、病院から締め出される人がいないかどうか、また必要な医療が受けられないで困っている人がいないかどうかというところはですね、やはり市の方が実態を十分に把握して今後必要であれば、軽減措置を設けるなどの対応をしっかりと取っていただきたいということを要求をあわせていたしまして、反対といたします。

○委員長(福廣和美委員) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第119号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数举手)

〇委員長(福廣和美委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第119号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時11分〉

(国保年金課長「委員長すみません。一つ説明が不足しておりましたので追加してよろしいでしょうか。」と呼ぶ)

- 〇委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(木村裕子) 自己負担についてです。居住費の。今軽減の部分で30,000円、22,000円、10,000円と申し上げましたけれども、一般の場合は基本的に食材料費及び調理コスト相当で月42,000円。それから居住費、光熱費相当で月10,000円。52,000円の自己負担増というのが一般です。で、先ほど30,000円、22,000円、10,000円と申し上げましたのは、低所得者対策としての軽減がかかって、その金額になりますという説明でしたので、すみません、ちょっと一般の分を漏らしておりましたので。

(山路委員「はい、分かりました。」と呼ぶ)

○委員長(福廣和美委員) 次に、議案第120号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例

の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

- 〇山路一惠委員(委員) 議案第119号と同様の趣旨で反対します。
- **〇委員長(福廣和美委員)** 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第120号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

〇委員長(福廣和美委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第120号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時13分〉

**○委員長(福廣和美委員)** 次に、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する 条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

- 〇山路一惠委員(委員) 議案第119号と同様の趣旨で反対いたします。
- ○委員長(福廣和美委員) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第121号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数举手)

〇委員長(福廣和美委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第121号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時14分〉

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第4 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第4、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明において、歳 入が関連する部分を、同時に説明した方が分かりやすい項目については、歳入についても説明 をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳 入に関連する部分を同時に説明した方が分かりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明 をお願いいたします。

なお、各款の職員給与費関係については、総務文教常任委員会の所管となりますので、当委 員会での審査は行ないません。

それから執行部にお願いいたします。今回の補正において、入札減・不用額・執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書26ページをお開きください。

26ページから31ページまでの3款民生費、1項社会福祉費についてですが、26、27ページの 1目社会福祉総務費の特別会計関係費から、28、29ページの6目精神障害者福祉費までと、 30、31ページの13目障害者自立支援費について、順に執行部からの補足説明を求めます。

1目の特別会計関係費について、国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) この特別会計繰出金6,776千円は、人件費の補正に対する一般会計 からの繰出金になっております。 以上です。

- **○委員長(福廣和美委員)** すみません。もう一度よろしいでしょうか。
- ○国保年金課長(木村裕子) 特別会計関係費の繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金で、 6,776千円の補正が上がっている部分ですが、国民健康保険の特別会計の中の人件費の今回補 正の増額を上げさせていただいておりますが、その人件費の補正に対する一般会計からの繰出 金として、補正の増額が上がっております。
- **〇委員長(福廣和美委員)** それでは続けて2目、すこやか長寿課長。
- **Oすこやか長寿課長(木村和美**) まず、在宅老人対策費でございますけれども、13節の緊急通報システム委託料と給食サービス事業委託料につきましては、申請減のための執行残でございます。それから、19節の負担金、補助金及び交付金でございますけども、介護予防・生きがい活動支援補助金、これにつきましても、団体の申し込みが減ということでの執行残でございます。それから太宰府住みよか事業費補助金、これにつきましても、申請減の執行残でございます。

これにつきましては、歳入の14、15ページあわせて補助金の減額をいたしております。福岡住みよか事業費補助金2分の1、 \triangle 667千円、下から6項目です。

引き続きまして、20節の介護用品給付費、いわゆる紙おむつでございますけども、これにつきましては、介護保険制度が本年の4月から改正が行われておりまして、これに伴いまして、地域支援事業が創設されたということから、特別会計の方へですね、予算の組替えを行なったことによる減額でございます。

なお、これまで県の単独補助事業につきましては、廃止されたことからですね、歳入の同じ

く14ページ15ページの県補助金の下から7項目の介護用品給付サービス事業費補助金の2分の1、2,851千円を減額いたしております。そういうことで、歳入歳出とも減額でございます。それから、緊急通報装置給付費、これについても申し込み減の執行残でございます。

引き続きまして、敬老会関係費でございます。負担金、補助金及び交付金でございますけど も、敬老祝金、それから敬老会費についても、これは対象者減の執行残でございます。

次に、28、29ページですけども、高齢化社会対策費、14節の使用料及び賃借料、会場等の借 上料でございますけども、これにつきましても、決算見込みによる執行残ということでの減額 でございます。

それから、23節の償還金、利子及び割引料、これにつきましても、いわゆる低所得者特別対 策事業費県補助金精算返還金。これにつきましては、平成17年度精算に伴う返還金でございま す。

それから、特別会計関係費でございますけども、この繰出金につきましては、後で特別会計の方でご審議いただくようになっておりますいわゆる職員の人件費につきまして、一般会計の方から繰出をしておるという補正でございます。

以上でございます。

〇委員長(福廣和美委員) 福祉課長。

○福祉課長(新納照文) それでは3目の障害者対策費でございますけども、障害者福祉都市推進費、委託料でございます。これは、議会の一般質問の中でもかなりの質問をいただきましたけども、これは障害者プラン並びに障害福祉計画の策定委託料でございます。入札減ということで、1,294千円減額の計上をさせていただきます。

続きまして、4目の身体障害者福祉費でございます。身体障害者更生援護関係費でございますけども、扶助費、この中の身体障害者施設訓練等給付費、これにつきましては、かなりの異動があっておりまして、当初21人分ということで計画をいたしておりましたけれども、最終的に18人ということでございますので、3人の減ということで、この減額が生じております。次の身体障害者更生医療給付費でございますが、これは1件分で大きな手術等が入ってまいります。これは既に分かっておりますので、2,990千円の増額補正をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特別障害者手当等関係費でございますが、これは受給者減でございます。太宰府市では初めての減ということでございますけれども、主な部分につきましてはですね、異動者がかなりの数が出ているようでございます。したがいましてこれだけの減額補正ということでございます。

次に身体障害者在宅福祉関係費でございますが、身体障害者日常生活用具給付費、これにつきましては、障害者自立支援法の制度に基づきまして、組み替えをさせていただいております。31ページをご覧いただきたいと思います。31ページの上の段でございますが、13目の中に地域生活支援事業関係費というのがございます。この一番下の扶助費で2,000千円計上させて

いただきましたけども、この中の1,000千円が組み替え分でございます。その他の部分につき ましては後ほどご説明させていただきます。

また、29ページに戻りまして、身体障害者デイサービス給付費、これにつきましては、当初延べ200日分を予算計上させていただいておりましたけども、最終的には300日いくのではないかというような伸びが見えてまいりました。したがいましての増でございます。それから、身体障害者ホームヘルプサービス給付費につきましても、これも同じでございますけども、施設等の給付費が減額となりますと、どうしてもホームヘルプサービスの方に移行してまいります。そういうふうな人員的流れで増加して増額が生じております。それから、障害児短期給付費、いわゆるショートステイでございますけども、この分につきましても、本年度末までの試算を行ないますと、かなりの異動がございまして、短期入所される方につきましては、今現在も減少の傾向でございます。それに伴いまして、3月までの試算を加えまして、これだけの減額が生じるということでございます。なお、大体ですね、175名というような形で延べ人数でございますけども、175名ということで考えておりましたが、一日当たりの利用料につきましては、22,020円ということが決まっておりますので、これを単的に割り戻せばこれだけの金額が減額になるのではないかというところで補正をさせていただいているところでございます。

それから、5目の知的障害者福祉費でございます。これは知的障害者短期入所者の給付費でございますが、これも新制度、障害者自立支援法に伴います予算組み替えでございます。31ページをまたご覧いただきたいと思います。先ほどの上の段に同じ金額の1,055千円計上させていただいておりますが、この分につきまして、日中一次支援事業委託料ということで項目を変更しなさいというようなことになっておりますので、こちらの方に組み替えをさせていただいております。

また、29ページに戻りまして、6目の精神障害者福祉費でございます。これは扶助費の中で精神障害者就労継続支援給付費と言いまして、今までは「みぎわ工房」と言いまして、五筑会が運営をしておりました大野城市にございます「みぎわ工房」がありますが、この工房につきましては4市1町で共同設置をいたしておったものでございます。この施設におきましては、今回の障害者自立支援法に伴いまして、就労支援事業の方に移行されるということでございますので、全てが個人給付という形に変わります。そういうことで、太宰府市の方からは5人通所をされておりますので、この方の5人分を3月までの給付額を合せまして4,278千円を増額補正ということになってまいります。

それから、31ページの13目でございます。先に13目の方をさせていただきます。13目の障害者自立支援費の中で、先ほど申し上げました扶助費の中の1,000千円は組み替えをさせていただきましたけども、残りの1,000千円の増額につきましては、新たな日常生活用具等が発生してまいりまして、これは法律の中での項目の中でかなりの種類が認められるようになってきております。それに従いまして同じ1,000千円、特にストマの、障害者の中でもストマ利用者の方がかなり増えてまいりまして、今年度につきましてもおそらくこの1,000千円の内の半分以

上が、このストマで占めるのではないかなと思っております。その他の補そう具等関係がこちらに回ってきておりますので、プラスの補正ということでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑ははありませんか。

山路委員。

- ○委員(山路一惠委員) まず在宅老人対策費のところで、申し込みの減ということでの説明だったのでしたが、元々の見込み数と実際の申請者数を教えてください。これは緊急通報システムと給食サービスも分かれば。あとその下の部分、緊急通報装置給付費までですね。
- ○委員長(福廣和美委員) すこやか長寿課長。
- **〇すこやか長寿課長(木村和美)** 緊急通報システム委託料の方ですけども、当初では、延べで 3,780台。これは一年分ですけども、維持費が延べで3,780台が、9月末では1,742台と、今後 執行見込みが195台ぐらいを予定しております。その差ですね。それから新規の申込者数が予 算では60台ほど一応組んでおりましたけども、実際9月末では10台申し込みがありまして、残り20台ほど一応余裕を持って今見込んでおるところでございます。

それから給食サービス事業委託料の方につきましては、予算では大体55,000食、年間ですね。それを9月末では24,800食ほどですね、24,825食が9月末の実績ですね。それと今後25,000食ほど出るということで、合せますと49,825食分を一応見込んでおります。

それから、扶助費の緊急通報装置給付費、これも同じですね。扶助費、いわゆる給付費ですから、先ほど説明しました60台見込んでおったものが、9月末では10台、今後20台ほど出るだろうという一応決算の見込みのを考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(福廣和美委員) 福祉課長。
- **○福祉課長(新納照文)** ちょっと説明が漏れておりました。歳入の方がまだ説明をさせていただいていなかったようでございますので、よろしいでしょうか。
- 〇委員長(福廣和美委員) はい。

福祉課長。

○福祉課長(新納照文) それでは14、15ページをお開きいただきますようにお願いします。

それぞれ、比較しますとかなり時間がかかりますので、簡略に説明をさせていただきたいと 思います。

14款1項1目1節につきましては、この三つの事業が先ほど説明いたしました中に該当して まいりまして、それぞれの負担金の率を書いております。一番上の身体障害者施設訓練等給付 費補助金につきましては率を書いておりませんけども、2分の1でございます。

それから同じく2項の1目1節でございますが、これも全部で四つの事業に対する補助金を

計上させていただいております。それぞれの率で計上させていただいておるところでございます。

それから、15款2項1目1節でございますが、関係のところにつきましては、もう既に歳出の方で説明させていただきまして、それぞれの負担率、補助率を計上させていただいております。ここに説明が必要なもにつきまして、この節の項目の中の表の下でございますけども、地域生活支援事業費補助金ということで、今回計上させていただいております。3,000千円でございます。これは、9月の補正の中でですね、国の方の補助金を6,000千円計上させていただいておりましたが、まだ直ぐに補助金交付要綱がまだ決まっておりません。それで県の方に問い合わせいたしましても、正確には出ないということでございますので、9月の補正の段階で県の補助に関しましても12月で補正増額をさせていただきますということをお約束しておりましたので、今回国の2分の1をこの3,000千円をここで計上させていただいたものでございます。なお、これは統合補助ということになっておりますので、全く不透明な金額でございますが、最低この数字3,000千円は入ってくるものというふうに考えておりまして、今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。すみません説明が漏れておりました。

- ○委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) 先ほどの続きで。
- **〇委員長(福廣和美委員)** はい、どうぞ。 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) 給食サービス事業の見込みが55,000食で、実際が49,825食、まあ 5,000食ちょっとですね、見込みよりも少なかったということなんですが、この給食サービス については、現状としてはどうなんでしょうか。やっぱり減っていますか。
- 〇委員長(福廣和美委員) すこやか長寿課長。
- ○すこやか長寿課長(木村和美) 今役務というのは非常に難しくてですね、その高齢者、いわゆる独居老人とか、そういった夫婦世帯とかですね、どうしても高齢者ですから病気とかされた場合に、入院されたときにまた廃止されるとか、そういったもちろんうちの方もありますけどね、出入りが非常に流動的でですね、それでなかなか毎年毎年同じ人しかというわけにはいかないような感じでですね、非常にその辺のつかみ方がですね、少し余裕を持っておかないとまたそのポッと出たときが、その月によってもまた違いますからですね、そういうところで予算を一応は回していただいているのですけども、非常にその辺が毎年毎年大体変わらないような日にちであればですね、予算的には組み易いのですけど、その辺がですね、非常に答になるか分かりませんけど、そういう的な部分がありますね。

(山路委員「はい、分かりました」と呼ぶ)

○委員長(福廣和美委員) いいですか。

(山路委員「はい。」と呼ぶ)

○委員長(福廣和美委員) それでは、次に30ページから33ページまでの2項児童福祉費について、3目保育所費の市立保育所管理運営費から6目家庭児童対策費まで、順に執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

〇子育て支援課長(和田敏信) 最初に市立保育所管理運営費からでございすが、これは児童数の増、それから保育士の怪我とか病気とかによりまして、臨時職員賃金に不足が生じましたことから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、乳幼児健康支援一時預かり事業関係費、これは利用料が委託先の所有というふうにしておりますけれど、一人一戸当たり2,000円なんですが、生活保護世帯、市民税及び所得税非課税世帯は無料。それから市民税課税かつ所得税課税世帯は1,000円というふうにランクを設けておりまして、その利用料の補填額を当初計上させていただいておりましたが、補填を必要とする人の利用が予想を下回ったために、減額をさせていただくものでございます。

続きまして、家庭児童対策費のファミリー・サポート・センター事業関係費でございますが、最初に報償費、サブリーダー等謝礼というふうにしております。ファミリー・サポート・センターには頼む人と預かる人をコーディネートする人が常駐しておりますけれど、会員数が増えるということと、それと活動数が増えるということで、一人では対応できにくくなることが予測されておりましたことから、各中学校区ごとに一人の補助的な人を配置いたしまして、利用する方の身近なところにコーディネートできる人がおるというふうに計画しておりましたが、まだまだそういうところまでいかないということで、今回減額をさせていただくものでございます。それから旅費も同様の理由で減額をさせていただくものでございます。サブリーダーの費用弁償として計上しておりましたところを減額させていただくものです。それから、33ページの役務費、傷害・補償保険料の関係ですが、これは一日の活動者数によりまして、保険料が算定されます。で、平成17年度はまだ10月から事業を開始したばっかりでしたので、予測が困難でありましたことから、今回今までの実績を基に算定をし直して減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

- **〇委員(安部啓治委員)** 6目のサブリーダー等謝礼のところでございますが、現状は一人もいないということですかね。
- **〇委員長(福廣和美委員)** 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(和田敏信)** そうですね。今はもうファミリー・サポート・センターの事務所

に一人いるというだけで、各中学校には配置はしていないと。

- 〇委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。
- **〇委員(安部啓治委員)** ということは、一人分は計上されているということ。
- ○委員長(福廣和美委員) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(和田敏信)** それはもともと委託料として、ファミリー・サポート・センター 委託料として計上しております。
- 〇委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。
- ○委員(安部啓治委員) 今後の推移はどういう見込みですか。
- 〇委員長(福廣和美委員) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(和田敏信)** 来年度ぐらいにはですね、大体配置できるような数になってこよ うかと思います。ずっと講習会をする度にずっと増えてきておりますし。

(安部啓治委員「はい、結構です。」と呼ぶ者)

○委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) それでは次に、33、34ページの3項生活保護費、2目扶助費について、執行部からの補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(新納照文) 扶助費でござますけども、生活保護費の中の全ての扶助費につきまして、補正をさせていただいております。

まず、生業扶助費につきましてのみ減額補正でございます。あとは大幅な増額補正ということでお願いをしているわけでございますが、当初予算の編成につきまして、若干説明を申し上げます。

国内におきます景気の回復が若干見えてまいりましたということから、国、県におきましてもいろいろな面で生活保護費の減額ということをうたい文句にですね、かなり言葉は悪いんですけど、締め付け的なものもございました。そういうことから、本市におきましても若干の景気の回復を見込みまして、前年度に比較しまして、大幅に減額して当初予算を計上させていただいておりましたところ、本市におきましては、減になるところが逆に若干増えておりますというところがございまして、プラスマイナスの差がこれだけの金額として発生してまいります。特に考えられますものにつきましては、医療費の増額、これが当初の計算をしておりました額から見るとですね、かなりの数が、あるいはかなりの金額の負担が生じてまいりました。この中にも見られますように、半分が医療扶助の増額になっておるところでございます。これは、緊急入院等が15世帯発生いたしまして、特にまたホームレスを認可されておられます方につきましても、この中の10世帯の方が緊急搬送されまして、入院生活等が発生いたしました関係でこの医療扶助が増額となっているわけでございます。非常に当初の予算の計上のあり方につきましても、申しわけない結果になっておりますけども、どうぞ年度末の最終的な決算の見

込みにつきましては、この金額になりますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしくご審議賜りますようにお願いいたします。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) それでは、次に4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費について、執行部からの補足説明を求めます。

環境課長。

- ○環境課長(蜷川二三雄) 6目環境衛生費の環境衛生諸費、13節委託料の草刈取扱事務手委託料は入札減によります103千円の減額補正でございます。
 - 以上です。
- ○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(福廣和美委員) それでは、次に34、35ページの2項清掃費、2目塵芥処理費と3目し 尿処理費について、順に執行部からの補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(蜷川二三雄) 4款2項清掃費、2目塵芥処理費について説明いたします。

まず、34ページにございます補正額の財源の内訳にございます地方債が300千円上がっております。これにつきましては、7ページになりますが、第3表地方債補正として上げておる分になります。減年発生単独災害復旧事業債1,100千円の内の300千円でございます。また、歳入の方で18、19ページになります。歳入の21款1項市債の11目災害復旧債の3節の下段、その他施設災害復旧事業債として300千円を上げております。この市債は去る9月17日に襲来しました台風13号によりまして、環境美化センターの0番倉庫の屋根の一部が被災した他、工場と管理棟の一部が被害を受けまして、災害復旧を行なったものによるものでございます。急を有することでしたため、歳出予算を予備費から60万円ほどを充用させていただいております。

それでは、34、35ページに戻りまして、2目塵芥処理費、美化センター関係費の12節役務費、埋立地悪臭検査料、これは入札減によります110千円の減額でございます。水質検査料は検査箇所と検査項目の見直しによります801千円の減額補正でございます。13節委託料、工事設計監理等委託料ですが、環境美化センターの最終処分場埋立地の安全性を高めるため、昨年度改修計画調査検討を行ないまして、本年度実施設計と一部工事を予定しておりました。その実施設計業務委託料が入札減になりまして3,890円を減額しまして、次の15節工事請負費、美

化センター改修工事に同額を入れまして、埋立地安全対策工事を今年度内に完了させる予定とするものでございます。19節負担金、補助及び交付金の地元協力金は環境美化センターの設置継続に関わります本市と高雄区及び高雄農事組合、高雄水利組合との協定書と覚書を、本年3月3日に締結いたしましたことによるものでございまして、当初予算に組むことができませんでしたので、今回12,300千円を上げさせていただくものでございます。

次に、塵芥収集関係費の11節需用費、消耗品費3,164千円の減額でございますが、これは指定ごみ袋の購入を減額するものでございまして、これに連動しまして、13節の委託料の指定ごみ袋・シール頒布委託料955千円の減額もあわせて行なうものでございす。なお、指定ごみ袋の需要見込み量を減じますことから、歳入の12ページ、13ページ、恐れ入ります。そこにあります下から3行目と言いますか、13款2項2目衛生手数料の1節、ごみ処分手数料8,240千円の減額をあわせてお願いいたします。また歳出の34、35ページに戻りまして、塵芥収集関係費の13節塵芥収集運搬委託料51,673千円の増額補正でございますけれども、これは本来当初予算にて年度分の所要料を全額計上すべきところではございましたが、家庭ごみの一世帯当たり収集運搬単価を見直す課題がございましたことから、約10.5か月分の計上としておりました。変更を加えましたけれども、今年度の単価は妥当なものとの結論に至りましたこと、また、世帯数の伸び等の予想も超えましたことから、増額補正をお願いすることになったものでございます。

次に、3目し尿処理費のし尿処理関係費、19節負担金、補助及び交付金の両筑衛生施設組合 負担金は、負担金額の確定に伴いまして、1,498千円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

- ○委員(安部 陽委員) 先ほど美化センターが台風で屋根が飛んだということですが、これは保険を掛けて、まあ総務文教常任委員会で審査してあるかは分からんけども、全体としてやってあるかも分からんけど、そういう保険の方は歳入として上がってこないわけなんですかね。大体20万円以上だったら保険が出たりするでしょうがね、その点は。
- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) 確かに保険から半分出るというふうに財政の方に確認しております。 ただその部分については、財源がその他のという形でですね、補正にはならないようでございます。
- **〇委員長(福廣和美委員**) 安部陽委員。
- **〇委員(安部 陽委員)** この分は総務文教常任委員会所管になると思うからいいですけど、大体 出ているはずだと思っていていいということですね。

- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) 保険は半分出ているようになっております。
- **〇委員長(福廣和美委員)** 何で半分しか出ないのですか、何で半分。 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) 全額は出ないみたいですね。
- ○委員長(福廣和美委員) 何で、いやどうして出ないの。半分しか出ないような保険に入っているわけ。それはおかしくない。いや何で半分しか出ないわけ、皆さん疑問に思いません。思わない。いや保険が出ない範囲まで工事をしたなら別よ。そうじゃないんでしょ、台風で被害を受けた分の修復でやろ、それなのに何で半分しか出ないの。ちょっとそれ調べてよ。

○福祉課長(新納照文) 契約の関係だと思いますけど。

- **〇委員長(福廣和美委員)** 何でそんな契約しかせんわけ。 福祉課長。
- ○福祉課長(新納照文) 天変地異の契約についてはですね、いろんな契約項目があるのですが、 私がちょっと財政課におったときに、その契約関係はやっておったのですけど、確かに矛盾点がいろいろあったのですが、掛け金によってですね、かなりの差が出てくるんです。
- **〇委員長(福廣和美委員)** それは掛け金が高いけんそういうのにしか入れんということ、最初から。

安部陽委員。

福祉課長。

- **〇委員(安部 陽委員)** 結局全庁舎分になっているから、全庁舎分を一括でしているのでしょ。 ただ美化センターなら美化センターだけでやるのではなくて。全体だからだと思うんですけど ね。一応今福祉課長が言うように。
- **〇委員長(福廣和美委員)** 全体だったらなおさらやん。何か庁舎にあったら半分しか出らんわけ。

(安部陽委員「そういう部分もあるとやろ。」と呼ぶ)

- 〇委員長(福廣和美委員) 福祉課長。
- ○福祉課長(新納照文) 天変地異でも出るときもあるんですよ、出る保険もあるのですよ。 (安部啓治委員「今はっきり言えんでしょ、調べんと。それなら休憩して。暫時休憩しましょう。」と呼ぶ)
- ○委員長(福廣和美委員) そうですね、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午前11時05分

〇委員長(福廣和美委員) それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

- ○委員長(福廣和美委員) 先ほどの件はもう分かりましたので結構でございます。 それでは、他に質疑はありませんか。 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) 塵芥収集運搬委託料について、私の解釈が間違っていたら言っていただきたいのですけども、要するに年間分の委託料は最初に計上していなかったということですね。で、その間単価の見直し等をしたいということで調整をしたができなかったということですね。それでその分を結局補正で上げざる得なくなったということで間違いないのですか。
- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) はい、そういうことになります。平成17年度からこの家庭ごみの収集 単価につきましては、どこも一応金額が大きくなりますことから、チェックを4市1町のごみ 担当課長会議で、その検討を加えてまいりましてですね、その結果、今の額が妥当なものだと いう結論になったと、こういうことでございます。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- **○委員(山路一惠委員)** それは一世帯当たりの単価というのはおいくらぐらいなのでしょうか。
- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) 1,110円でございます。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) 1,110円。この運搬委託料というのが要するに燃えるごみと不燃物と資源ごみ、粗大ごみの全般の委託料ということなんですよね、収集委託料というのは。で、この委託料は今事業者に支払っていると見ていいんですよね。
- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) はい、そのとおりでございます。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) その一世帯当たり1,110円という単価が、4市1町で協議したら妥当な金額だったということですけども、例えば他の福岡県内の他の市とかはですね、その辺の調査はされているされているのですか、その単価は。資料があったらいただきたいと思うのですけど。
- 〇委員長(福廣和美委員) 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) 周辺の部分につきましては、いろいろ微妙に収集しているごみの種類、そういったものも違いますもんですから、筑紫地区については、従前より統一単価という形でやってきているという経緯がございます。そのために4市1町で検討を加えたと、こういうことで、よその資料については持ち合わせございません。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- **〇委員(山路一惠委員)** だからその1,110円が妥当だというところの判断はどこからきているのかなと思うわけですよ。

- ○委員長(福廣和美委員) 今4市1町以外の自治体で、そこら辺り調べることは可能でしょう。 今資料がなくても今からこの委員会に提出するということではなくて、議会中にでも調査して 書類として出すということは可能でしょ。それは出せませんか。 環境課長。
- ○環境課長(蜷川二三雄) その部分は出す出さない、調査するしないということではなくて、当然調査は基本的にはしております。その結果として結局出すごみの種類とか、その世帯でやった方がいいのか、搬入量でいく方がいいのか、いろいろ本当にございます。それから大きく言えば直営でやっている自治体もありますし、我々みたいに委託でやっているところもある。いろいろな形がございますのでですね、その何か品物みたいに、例えばごみ袋代金みたいな形みたいに分かりやすいというものじゃない部分もございますので、検討の中ではいわゆるパッカー車ー台当たりが大体何世帯を実際問題取りよるのかとか、そういう部分まで入りましてですね、きめ細かく検討を加えたということでございまして、なお、これについては毎年継続するということにしております。
- ○委員長(福廣和美委員) 分かったような分からんような。こちら側の質問に対する回答としては、ちょっとはぐらかしよるというようにしか受け取れんちゃんね。
  市民生活部長。
- ○市民生活部長(関岡 勉) 今、環境課長が一生懸命説明しました部分はですね、いろいろな自治体によってケースが違うということですね。だから比較しても比較になりませんよと、端的に言えばですね、だから少なくても4市1町は同じ足並みを揃えて、月額1,110円を運搬料として払おうということで、ずっと長くきておりまして、そして平成18年度の予算を作る段階のときに1,110円の金額が、今、質疑で出ているように妥当なのかどうかと、ちょっと高い、要するに高いんじゃないのという話も出まして、それで4市1町のごみ担当の課長が何回ともなく協議をいたしまして、細かいところまで試算をした結果、1,110円よりも若干試算した金額の方が高いということで、1,110円の中で収めてもらっているという部分でございます。それと過去の経緯からいきますと、ごみの処理回数が増えたり何だりしておりますが、そういう分についてはもうずっと何年からかな。1,110円は。

(環境課長「平成10年からですね。」と呼ぶ)

- ○市民生活部長(関岡 勉) 平成10年からずっと平成18年までずっと長い期間その金額できておりまして、とは言ったもののこの金額が時点補正をする部分の必要があれば平成18年、それから平成19年引き続き4市1町のごみの担当課長で、現時点の金額を更に調整を図っていこうというふうにしております。だからおっしゃるように資料を出す分はやぶさかではありませんが、その数字が安いとか高いとかという比較にはなりませんよという話を環境課長がるるしておるわけでございますので、そういうふうなところで理解をしていただければと思っております。
- 〇委員長(福廣和美委員) いかがですか。

山路委員。

- ○委員(山路一惠委員) 要は今の金額、本当は今も金額よりも高いんだけれども、そこで抑えて もらっているんだということなんですね。
- 〇委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(関岡 勉)** あまり・・・。適正な金額でありますよと言っただけです。
- 〇委員長(福廣和美委員) 山路委員。
- ○委員(山路一惠委員) ただ、ごみを例えば今度減量に向けて頑張って減量できた場合、この委託料というのは変えられるものなんですか。
- 〇委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(関岡 勉**) それでですね、ごみのトータルをどうやってダウンさせるかという のは、去年の今頃から予算編成の段階から、経営会議の中でも激しい議論になりましてね、担 当部長、一生懸命説明いたしましたけれども、さっき言いました1,110円が妥当なのかどうか と、それからごみ袋代金は妥当なのかどうか、上げたらどうかと、問題は入りを図るか出を抑 えるかだけですから、出る方のじゃあごみの総搬出量をどうやって抑えていくのかというのは 一つですね。それと運搬費1,110円がどうにかならないかと。それからごみ袋の42円をこの際 扱わないかとか、そういうふうな部分もいろいろ出まして、そしてごみ袋はどうだ、そしてご みの搬出量はどうかという話をしました部分で、そうしたら平成18年度予算は、その1,110円 を課題として、10.5か月分ぐらいしか予算を取りあえずは組めないという話になりまして、 1,110円を努力したのですが、適正な金額であるという結論に達しましたので、じゃあごみの 搬出量をどう抑えていくのかということで、るる議会の中でもいろいろな意見もございます が、今いろんな形で特に事業所関係を中心として、事業所の方にはそういうごみの減量計画に なる部分も出させるような形で今動いておりますので、そのトータルの中で総合的にごみを抑 えていく、そしてじゃあ世帯数掛ける1,110円の部分が本当はいいのか。あるいはごみの出た 量でどうにかならないのかというような部分もいろいろあります。それを含めたところでは、 今の中では1,110円という金額自体は、いわゆる妥当ではなかろうかということを含めまし て、で、総合的にはごみの減量計画に沿いまして、更に減量を図っていかなければいかんとい うふうに思っております。
- 〇委員長(福廣和美委員) 岡部委員。
- ○委員(岡部茂夫委員) 大野城環境施設センターの2号炉、3号炉の改修計画を考えていたときに、結局福岡市の方がうちに持ってきなさいと言ったでしょ。それで一応あれはあくまでも福岡市の方が東区の焼却炉をね、発電するために九州電力が49%、福岡市が51%を出資してつくって、そしてこっちも150億円ぐらい要る予定だったけれども、たまたまそういう話がきたから、それなら向こうにお願いしようと、それであれは何か1 t 当たりは向こうの方がもっと高かったでしょ、確かね、運搬量等も含めると、それでも大体これでずっといけていますと、そういう解釈でいいわけですかね。

- 〇委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(関岡 勉) だからその辺りの分はもう岡部委員が一番我々よりもずっと経緯をご存知だと思いますが、一応今のところは平成28年から稼動します南部のいわゆる部分に加入させていただいて、そちらの方でもう動きます。その間、大野城太宰府の部分で、牛頸にありますあの焼却施設をとおしてやっておりますが、そういう部分の中ではやっぱり4市1町共同歩調で動いておりますので、その運搬料という部分については、そういう形の中で4市1町の部分、共同で上げるならあげる下げるなら下げるという形になってくるんじゃなかろうかというふうに思っております。
- ○委員長(福廣和美委員) よろしいでしょうか。

(岡部委員「はい。」と呼ぶ)

○委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(福廣和美委員)** 次に、44、45ページの10款教育費、4項幼稚園費について、執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

**〇子育て支援課長(和田敏信)** 幼稚園就園奨励費補助金でございますが、これは対象児童数の見 込みを精査いたしまして、減額させていただくものでございます。

歳入が関連いたします。14、15ページの中段の14款2項4目のそこにございます補助金ですが、これは補助割合によって補助金を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(福廣和美委員) 単純に奨励費補助対象の人数が減ったということでいいんですか。 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(和田敏信)** 実際、制度改正が今度ございましてですね、それで単価の問題、 それから今まで単純に幼稚園に行っていた子だけしか見ていなかったのが、小学校1年生まで みるかどうかで、みるような形になりましたのですが、そういう金額的にはそう大きく上がっ たというわけではございませんで、そういうものも含めて精査したということでございます。 現実にはですね、対象児童数そのものというのはもうほぼ横ばいか、去年より増えております けど、平成16年度と同様の対象者としては今のところみていると。
- ○委員長(福廣和美委員) 人数だけが直接関係ないということですね。子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(和田敏信) 人数だけじゃないですね。

〇委員長(福廣和美委員) はい。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 以上で歳出を終わります。

次に、12ページから19ページの歳入に入ります。

先ほど歳出審査の中で説明していただきました項目以外で、補足説明がありましたらお願い します。

子育て支援課長、ページ数をお願いします。

○子育て支援課長(和田敏信) 16ページ、17ページのところの一番上でございます。財産収入のところで、知的障害児通園施設土地貸付料ということで、642千円計上させていただいておりますが、これは、すみれ園の土地に対します貸付料でございまして、社会福祉法人宰府福祉会へ平成15年4月1日から貸し付けているところでございすが、契約の中に貸付料は3年間は無償とするというふうに定めておりまして、その期間が今年の3月31日までございました関係で、今年度に入りまして、固定資産の評価の関係ですね、評価額を算定いたしまして、公有財産規則に定めます割合を乗じて算出したものでございます。納期が2期に分かれておりまして、1期が9月30日、2期が3月31日というふうになっておりますが、既に1期目は納付していただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 他に説明はありませんね。

(執行部「説明はありません。」と呼ぶ。)

〇委員長(福廣和美委員) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(福廣和美委員)** 以上で、歳入を終わります。

次に、7ページの第3表「地方債補正」追加の「現年発生単独災害復旧事業債」について、 一部当委員会所管分がありますが、先ほど環境課長から説明がありましたので、補足説明と質 疑は省略します。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。 山路委員。

○委員(山路一惠委員) 補正でも大分出ていましたので、全体的な部分でですね、障害者の関係でお伺いしておきたいのですが、障害者自立支援法がですね、10月から本格的に施行されまして、報道なんかでも連日ニュースや新聞などでですね、自立とは名ばかりの本当に障害者施策と言い難い政策であるということで、全国的にいろんなサービスの低下ですね、そういうことが報道されていますが、太宰府市ではですね、太宰府市に限らず4市1町でも構わないのですが、現状がどうなのかというのが一点。

それから、前に一般質問でもいたしましたけれども、市独自の軽減策というところでですね、以前の回答ではその辺は4市1町でそういう話が出てくれば協議をしますというようなお答えだったと思います。それでその点についてですね、まだ必要性というものが話の中で出てきていないのかどうか。その二点について伺っておきたいと思います。

#### 〇委員長(福廣和美委員) 福祉課長。

**○福祉課長(新納照文)** まずは現状でございますけども、確かに国の方がこの障害者自立支援法 が制定をされたときにですね、各地方の方からもいろんなクレームが起きまして、もうちょっ ともっと精査してくれというようなところが見えてあったと思いますが、実際見切り発車をし たわけでございます。この見切り発車と言う言葉が妥当かどうかというのは分かりませんが、 国の方も説明会の中でですね、走りながら見守っていくということをし切りに言っておりまし た。これも報道されておりました。そういうことで一番困っているのが、負担の市町村窓口で ございます。そういうことからですね、私たちとしましても、いろんな法律に対する見直しと かですね、要望的なものも当然持っておりまして、約2か月ほど前に4市1町の首長名で県の 方にも要望書を出しました。この要望の内容につきましては、ここでは控えさせていただきま すこれども、やはり市としても非常に大変な負担をですね、当事者の方にかけているというこ とは十分存知上げておりますので、できるだけ国、県の補助を通じてですね、できるだけその 負担が少なくなるように、あるいはまたその責任をですね、市長に押し付けるのではなくて、 国の方もしっかり見て欲しいというようなことで、要望等をしているわけでございます。今後 におきましても、同じ要望書をですね、何度も何度も送りつけるという形になろうかとは思い ますが、現在、障害者自立支援法がもう施行されまして、各事業所、あるいはまた作業所にお いてもですね、減少するのではないかなという、確かに一部1割負担というのが出ております けども、そういう懸念がありましたが、幸いにしまして、太宰府市の方ではその声がまだ今の ところ聞いておりません。これは1割負担というのがですね、どうも一人歩きしているところ があるとかと思います。障害者本人が低所得者であればですね、当然減免措置があるわけでご ざいますので、そういう低所得者につきましては、そんなに多くの負担はかからないというよ うなことがあるのが、障害者自立支援法のうたい文句であります。それを私ども信じておりま して、その件で太宰府市の方では減少傾向という、あまり主だったものがないというようなこ とじゃないかなと思っております。

それと軽減策につきましても、先ほどからちょっと私も少し驚いておりましたけども、4市1町で今後どのようにやっていくかというところからですね、いろんな課長会議の中でも協議をしてまいりましたけども、当面今のところは国が言うように、まず走ってみようということです。この走ってみようよいうのは、障害者自立支援法の基準に基づいて走ってみるということでございまして、1年2年経過を見ながらですね、見直していくものはやっていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますし、現在首長独自のですね、考え方がそれぞれ違うんじゃないかなというところもございますので、今後どのようになるのか分かりま

せんけども、平成19年度予算につきましても、私どもも今まで4市1町で協議してきましたように、基準を守っていくものというふうに捉えておりますけども、もしかすると一部の市町の中でですね、違った方策を取るところが出てくるんじゃないかなと思います。それはそれなりに私ども今後参考にさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) よろしいでしすか。

(山路委員「はい。」と呼ぶ)

- 〇委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。
- **〇委員(安部 陽委員)** ちょっと生活保護の方で質問させていただきますが、昨年から今度 9,600万円ほど増えておりますけども、昨年から何人ぐらい増えたのか。

それから、ホームレスの取扱ですね、こういうふうに緊急に医療給付やらかかっていますけど、これは前住所地の市町村に今度はいくらかかりましたと、そういう請求をしたりしておるのか、それとも住んでおる住所地で処理してしまわなくちゃいけないのか、ちょっとその二点について。

- 〇委員長(福廣和美委員) 福祉課長。
- ○福祉課長(新納照文) まず、世帯増につきましては、11月までちょっと集計したものがございますけども、開始世帯がですね、50世帯開始をいたしまして、廃止の世帯が47世帯でございます。従いまして、3世帯の増ということになっておりますが、先ほど山路委員の方からも質問があったのですが、生活保護の中の世帯、15世帯が病院の方に緊急搬送をされたときに私どもに連絡がありました。その15世帯が単純に増えたわけですね、緊急入院によりまして、これがなければ大幅な減少となっているはずなんですが、実はそれで太宰府市の方が減少にならなかった原因であるというのが先ほど申し上げたとおりです。プラスマイナスすれば3世帯の増でございます。

そして、二点目のホームレスの費用負担につきましてはですね、受け入れ先がありませんので、住民票もないと、また家もないと、いうようなところでございますので、市の方に対する負担はありません。これは県費ということで、県の方から全額的に負担をしていただく、国、県が負担をするということになっております。

○委員長(福廣和美委員) よろしいですか。

(安部陽委員「はい、分かりました」と呼ぶ)

**〇委員長(福廣和美委員)** 今のホームレスの件ですが、住所地があった場合でもそっちに行くわけですか。

福祉課長。

- **〇福祉課長(新納照文)** はい、住所地がある場合はホームレスというふうに扱わないんです。
- **〇委員長(福廣和美委員)** それはそうでしょうけど、形的にはホームレスやけど、調べてみれば 住所地があったという場合もあるじゃないですか。それは日本に住んでおるわけやから、それ

が分かった場合にはそちらに請求ができる。

福祉課長。

- ○福祉課長(新納照文) はい、生活保護法ではですね、現状を見るということになっておりますので、もし、太宰府市の方が住民票を置いておいて家があってですね、東京の方でホームレスをされておった場合でもですね、現在どうであるかというのを判断しますので、現在はホームレス、受け入れ先がないという判断をいたします。
- ○委員長(福廣和美委員) なるほど、分かりました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(福廣和美委員)** 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第122号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第122号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)について

〇委員長(福廣和美委員) 日程第5、議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書52ページから65ページにおける主な内容について、これから執行部に補足説明を 求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) 国民健康保険事業特別会計は今回23,475千円の増額補正をお願いしております。

歳出予算の方から説明いたします。60ページ、61ページをお願いいたします。60ページ、一般管理費の職員給与費、これは人事異動に伴う変更でございます。この分については59ページの歳入の方を見ていただきたいのですが、7款の繰入金の一般会計繰入金、これは職員給与として一般会計から歳入で繰入をしております。

60、61ページに戻ります。2款の保険給付費、1項療養諸費、審査支払手数料ですが、年間で4千件ほど予定よりも増える見込みでございます。181千円増額補正させていただきます。

2 款保険給付費の5項、これは葬祭費ですが、年間見込みの330件から368件の見込みということで、これも件数の増による補正でございます。

3款の老人保健拠出金及び次の62ページ4款の介護納付金、これについては、決定通知によりまして、最終的に数字が確定したために、不足額の補正をしております。及び介護納付金については減額になりましたので、減額補正となっております。

9款の諸支出金、償還金ですが、国庫負担金の内、療養給付費の国庫負担金が前年度過払い になっておりましたので、その分を返還するものです。

次に歳入の方の58ページ、59ページをお願いします。2款国庫支出金、療養費の国庫支出金がその内、老人医療の拠出金に対する国庫負担の増額補正3,059千円です。

7款の繰入金、これは先ほど申し上げましたものです。

繰入金の2項基金繰入金は9,504千円、これは財政調整基金からの繰入をしております。 8款の繰越金4,136千円、前年度からの繰越金を予算計上させていただいております。 以上です。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第123号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第123号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に ついて

**〇委員長(福廣和美委員)** 日程第6、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)について」を議題とします。 補正予算書66ページから77ページにおける主な内容について、これから執行部に補足説明を 求めます。

すこやか長寿課長。

**〇すこやか長寿課長(木村和美**) 今回の補正につきましては、歳入歳出で41,700千円を追加させていただいております。

まず、74ページ、75ページの歳出でございますけども、まず、一般管理費の職員の給与でございます。これは4月1日の人事異動に伴う人員増の増額でございます。

それから、次の庶務関係費の償還金、利子及び割引料でございますけども、これにつきましては、平成17年度の精算に伴うですね、それぞれ国、県に対する返還金ということで、9月補正と同様にですね、今回もまた精算をお願いするものでございます。

次に、2款の介護給付費、これも介護給付費と、それから介護予防給付費並びに介護予防サービス計画給付費につきましてはですね、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

当初予算におきましてはですね、現在国の指導によりまして、予防給付費が7割、それから介護給付費として3割というようなところで組んでおりました。しかし現実的には予防数、介護数それぞれですね、約5割というような決算見込みとなっておりますので、今回それぞれ予算の組み替えを行なうものでございます。

それから前ページの72ページ、73ページの歳入でございますけども、まず職員給与費等の繰入でありますけれども、これも先ほど一般会計の方でですね、説明させていただきましたように、職員の分による一般会計からの繰入金でございます。

それから繰越金、これにつきましては精算返還金分の繰越金を計上させていただいています。

以上でございます。

**〇委員長(福廣和美委員)** 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(福廣和美委員)** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第124号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第124号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(福廣和美委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求 書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時38分

~~~~~~ () ~~~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 2月 28 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美